

## 日本語で話そう (3) … 「A 又は B でない」

### 1. どうしても残る違和感

これまで、輸出法令で「A と B を規制する」をどう表現するかについて考えてきました。

話の出発点は、本来どちらか一方を選択するためのものであった「又は」接続が、なぜ「A と B、両方規制したい」という場面で多用されるのだろうかという疑問です。

そこで第 1 回の考察では、「A 及び B」でも問題はなく、かつこの方式の条文も存在することを確認しました。第 2 回では「A 又は B」方式が、多くの場合「A・B の一方を選択するための列挙」ではなく、その反対の「A であるか B であるかを選ばない (A・B どちらであつても)」という性質のものであることを指摘しました。

つまり「本項の規制対象は A 又は B である」(貨物等省令で多用される表現) は、法律用語辞典や JIS の作法から外れているということであり、また私個人としても多少違和感を覚えるわけです。もっともすでに広範囲で使われている表現だけに、私もさすがに慣れました。自分ではあまり使わないけれど、他人が使うことをとやかく言うのは控えようと思っております。

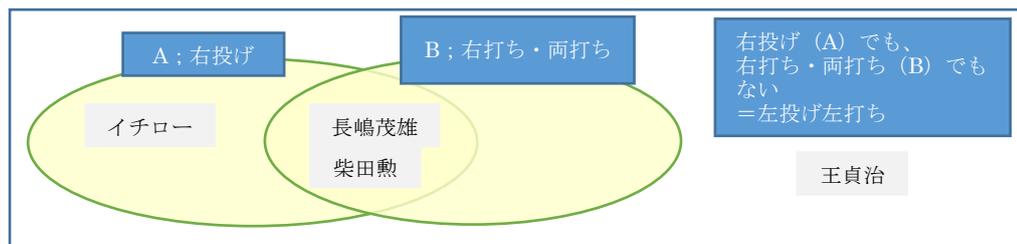
しかし(該非判定書でしばしば見る)「本品は A 又は B でない」はちょっとついていけません。あれで「A・B いずれでもない」を表現できているつもりなのですかねえ。これは日本語として許容範囲外のような気がします。どういうことか、まあ話を聞いて下さい。

### 2. なぜ「世間」はその言い方をしないのか

「普通」は「A でも B でもない」あるいは「A や B ではない」というものです。

たとえば、左投げ左打ちを指す際に「右投げ (A) でも右打ち・両打ち(B) でもない」とか「右投げ (A) や右打ち・両打ち (B) ではない」というのはアリです。しかし「王貞治は右投げ又は右打ち・両打ちではない」なんて言いますか？ **語感としておかしい**でしょう？

**論理的にもそれはおかしい**のです。「右投げ (A) でも右打ち (B) でもない」とは「右投げ (A) でなくても、また右打ち・両打ち (B) でなくても、そのどちらであるかを選ばず」ということですよ。言い換えれば「左投げ (非 A) か、左打ち…但し両打ちでない (非 B) であれば、そのどちらであつても」ということです。するとそこにはイチローのような右投げ左打ちも含まれることになる。おかしいではありませんか。



元々「A でも B でもない」の一言で済む話なのに、わざわざ「A 又は B ではない」など

とややこしい表現をする必要はないと思うのです。

### 3. なぜ「判定書」では多用されるのか

日常生活では、それから一般の仕事では、みなさん「犯人は吉田でも佐藤でもない」式の表現をされますよね。「犯人は吉田又は佐藤ではない」だなんて言ったら「何ですって？」と突っ込まれることと思います。

それからまた「吉田は事件 A 又は事件 B の犯人ではない」とも言わないでしょう？これだと「どちらかの事件ではアリバイがある」みたいに聞こえますし、そもそも日本語としても耳障りではありませんか？

それなのになぜ多くの人が判定書では「本品は 2 項又は 4 項に該当しない」とか「2 項又は 4 項該当でない」などと書いてしまうのでしょうか？

3 つ理由（あるいはパターンか）があるように思います。

#### 【その 1】 何も考えていないから

そのとき書き手は「日本語として表現しよう」なんて思っていないのではないかと。ただ書き散らしているだけの人も多いように思います。

#### 【その 2】 法令集の文言をなぞるのがカッコイイという思い込み

子供のころ友達と遊ぶときに法廷ドラマをまねて「異議あり」とか「却下します」だのと口にした記憶は多くの方がお持ちだと思います。（私など、大人になってからもそれをしていました） それと似ている感じが致します。

#### 【その 3】 言い換えをいやがる体質

言い換えはしばしばエラーを伴います。それがいやだから「とりあえずテキストと同じ言い方をしとこうよ」という考え方の人にも時折遭遇します。その人たちは、仮にその言い方が分かりにくくても「誤解をするのは読み手の責任で俺は無傷だ」と考えるわけです。どちらにしてもあまりカッコイイ感じは致しませんね。

### 4. 例外的用法

最後に、私が許容できる「A 又は B でない」的な用法を 2 つ記します。

#### 【その 1】 同格後の接続

「又は」を、「アルデーラ又は聖女」のように本来同じ 2 つのものを別の呼び名で並べるときに用いることがあります。この用法は「またの名は」と言い換えても意味が通ります。「遊び人の金さん、またの名は北町奉行遠山景元」のように。これならば否定形で、たとえば「伊達直人、又はタイガーマスクではない」という使い方をしても違和感がありません。

#### 【その 2】 単に「間をとる」ために接続詞をかませる

さきほど「日常生活、それから一般の仕事では」と書きましたが、「それから」の代わりに「あるいは」を使う手があります。これは否定文でも可能でして

たとえば「そういうことは日常生活、あるいは一般の仕事では言わないものです」などと使うわけです。

しかしこの「あるいは」には「A・B どちらか選ぶ」だの「選ばず」だのといった言葉としての具体的な機能がありません。意味としては「あるいはまた」と同じですから。省略しても情報伝達の面で支障は生じないけれど、あいだにこの言葉を挟むことで、ゆったりした「間」を作ることができる。そういう「あるいは」もあるのです。

しかし「間」ができるのは、4文字の「あるいは」だからだと思います。これを「又は」に変えた途端にゆったりした「間」は消えてしまいます。

<附録> 「又は」と「及び」の文例

「A と B (どちらも)」という両取並列を表現する際に、「A 又は B」と「A 及び B」どちらも使われているという話を先日来しておりますが、そのことを示す非常にわかりやすい文例を御紹介します。

**輸出令別表第 1 の 5 項(18)**

有機繊維、炭素繊維、無機繊維若しくは (16) に掲げる貨物を用いた繊維若しくはこれらを使用したプリプレグ、プリフォーム若しくは成型品又はこれらの製造用の装置若しくはその部分品若しくは附属品 (2、4 及び 15 の項の中欄に掲げるものを除く。)

**輸出令別表第 1 の 5 項(19)**

ほう素若しくはその混合物、ほう素合金若しくはその混合物、硝酸グアニジン又はニトログアニジン (2 及び 4 の項の中欄に掲げるものを除く。)

「及び」だろうが「又は」だろうがどっちでもいいだろ、ということなのでしょう。案外「現場」というのはそんなものかもしれません。外野席が「条文の作法はカクカクでなければならぬ」などともったいつけているだけで。